

C02 フリー電力 仕様書

1. 概要

- (1) 需要場所 山形県企業局が所管する次の施設
別紙1 (広域水道及び工業用水道)
- (2) 業種 水道業 (広域水道及び工業用水道)

2. 仕様

- (1) 電気方式等 別紙1 (広域水道及び工業用水道)
- (2) 契約期間 令和7年受給切替の日 00:00 ~ 令和9年3月31日 24:00
※契約後、受電申込を行い、各所切替を行ってから受給開始
- (3) 料金構成 基本料金と電力量料金との二部構成とする。
- (4) 使用電力量 予定使用電力量については別紙2のとおり。

3. その他

- (1) 低圧受電施設においては力率 90 パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、東北管内の旧一般電気事業者が定める標準 (託送) 供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 90 パーセントとし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (4) 原則として C02 フリー電力を供給する事。また、その量に応じた環境価値を証すること。ただし、不足する場合は別途協議する。なお、30 分同時同量は求めない。
- (5) 受注者は、電力受給契約の締結後、企業局と電力受給に関する契約の手続き (以下「受給契約手続き」という) を行うものとする。
- (6) 電力需給に関する契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の企業局予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約は変更又は解除する。
- (7) 電力需給に関する契約を解除する場合は電力需給の義務を負わないものとする。また、電力需給に関する契約を変更する場合、変更した範囲についてのみ義務を負うものとする。
- (8) 電力需給に関する契約の手続きに要する経費は受注者が負担するものとする。
- (9) 契約期間中において、現時点で使用電力量が増加するような増改築等の工事の見込みはない。

4. 添付資料

- (1) 広域水道および工業用水道需要場所概要
- (2) 予定使用電力量

別紙 1

別紙 2